

新型コロナウイルス感染症対応特別貸付

令和2年5月11日から貸付限度額・据置期間を拡充します。

拡充

貸付限度額	運転資金 2,000万円
貸付期間	7年以内 (貸付金額1,000万円超のときは10年以内) 据置期間 24か月以内を含む
利率	利用者負担 0.2% (区負担 1.8%)
信用保証料	全額補助

主な資格要件

1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
2. 法人については登記上の本店所在地が、個人事業者については住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、融資の対象となる事業を1年以上営んでいること。
3. 確定申告をしており、個人事業者についてはその事業収入が給与収入を超えていること。
4. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
5. 事業に必要な許認可（届出・登録・許可・認可・免許）等を受けていること。
6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
7. 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。
8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売上額または利益率（売上総利益率または営業利益率）が、前年同月と比較して減少していること。

区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
繰上償還等により信用保証協会等から返戻があった場合には、当該額をご返金いただきます。
金融機関の職員が申込みを代行する場合は、営業担当者の方に限ります。

現在、郵送受付を行っています。詳しくは区ホームページをご覧ください。



【申込みから貸付決定まで】

融資係	あっせん申込み	申込書に必要書類を添え、融資係窓口へ提出します。 融資の審査等ご不明な点は、 <u>あらかじめ取扱金融機関にご確認ください。</u>
	紹介票発行	資格要件を満たすと認められたときは、紹介票の交付を受けます（即日交付）。
金融機関	融資申込み	紹介票に必要書類を添え、取扱金融機関へ提出します。 必要書類については、 <u>あらかじめ取扱金融機関にお問い合わせください。</u> 保証(保証人、担保、協会保証等)については、金融機関へご相談ください。
	融資の可否決定	金融機関・信用保証協会にて審査が行われ、融資の可否等が決定されます。
	融資の実行	金融機関と契約のうえ貸付を受けます。返済は元金均等・固定金利となります。
融資係	(融資の報告)	(金融機関から、融資の実行額・実行日・信用保証料等の報告があります。)
	保証料補助金の請求手続き	翌月末、請求手続きのご案内が郵送されますので、同封されている請求書・口座振込依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、返送します。
	補助金の入金	(締切月の下旬、指定口座に入金されます。)

貸付の審査および決定は取扱金融機関が行います。
区が負担する利子については、直接金融機関に支払います。

【申込みに必要な主な書類等】

	個人事業者	法人
1	直近の確定申告書 （電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの）および 決算書類一式	
	<ul style="list-style-type: none"> 白色申告の方は確定申告書と内訳書 青色申告の方は確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿） 	確定申告書と決算書類一式 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、定款、貸付にかかる議事録、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
2	住民税（および軽自動車税）の領収書等	
	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日(1～6月中は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。 ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。 住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。 	法人住民税（都民税や市民税）の領収書 直近の決算にかかる法人住民税の領収書(申告区分が「確定」のもの)または納税証明書(都税事務所等で発行)が必要です。 インターネットバンキング等で納付した場合は納税確認書(都税事務所発行(無料))が必要です。 収益事業を行っていない特定非営利活動法人では、免除を受けている証明書が必要です。 練馬都税事務所 (03-3993-2261)
3	印鑑 （実印または認印 - スタンプ印は不可）	法人の代表印 （実印）
4	住民票 （発行から3か月以内のもの）	履歴事項全部証明書 (発行から3か月以内のもの)
5	有効な許認可証・開設届等 （飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ）	
6	売上額または利益率 （売上総利益率または営業利益率）が減少していることが分かる書類 帳簿や試算表などが必要です。当期と前期をお持ちください（同一の資料で比較します）。 帳簿は原本をお持ちください。帳簿上の前期の合計が決算額と一致していることが必要です。 帳簿や試算表などに代わり、税理士の職・氏名・捺印のある比較表等などでも構いません。 直近の売上額等とは、原則として申込日の前月を差します。	

上記のほか、その他の資料が必要となる場合があります。
本件の紹介票には「緊急経済対応特別貸付」と表示されます。

お問い合わせ

練馬区 産業経済部 経済課 融資係（練馬区練馬1-17-1） 電話 03(5984)2673